

定 款

(平成28年6月23日現在)

キーウェアソリューションズ株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、キーウェアソリューションズ株式会社と称し、英文では
Keyware Solutions Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発、販売および賃貸
2. 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
3. コンピュータシステムの運営に係わるサービス
4. 情報処理に関する調査、研究、教育、コンサルテーション、図書の出版
および販売
5. 食料品、日用雑貨、事務用物品、書籍、什器備品、コンピュータ機器および関
連機器の販売、賃貸、保守および付帯工事の請負
6. コンピュータ機器用付属品、部品、消耗品の販売
7. 電気工事および電気通信工事の請負
8. 経営に関するコンサルテーション
9. 事務機器、事務什器および事務用品の販売ならびにリサイクル事業
10. 生命保険の募集に関する業務、損害保険および自動車損害賠償保障法に基
づく保険代理店業務
11. 労働者派遣事業および有料職業紹介業
12. コンピュータ技術者、介護要員その他養成事業
13. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都世田谷区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3, 6 4 4 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(单元未満株式の買増請求)

第 9 条 单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する手続きは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期および開催場所)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長

に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより株主に対し提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は15名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集は、各取締役および監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。

(相談役および顧問)

第 26 条 当会社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 27 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 28 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任 期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額を限度とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当会社は、剰余金の配当、自己の株式の取得その他の会社法第 459 条第 1 項各号の事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

2. 当会社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によって行わない。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 3

0日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 4 1 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。